

# 新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の取扱いについて

令和2年6月  
京都府指導検査課

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、書類の作成が困難な状況等があることを鑑み、特例的に下記のとおり取り扱われることになりましたので、お知らせします。

## 1 対象者

### 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者

※具体的には、新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者をいいます。

## 2 経営事項審査について

上記対象者に該当する者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされました。

また、特例期間中であっても原則のとおりを受審いただけますが、令和3年2月1日以降は原則の取扱いになるため、有効期間の切れ目がないよう、余裕を持って受審いただく必要がありますのでご注意ください。（※ 下図参照）

